

第108期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2019年6月27日(木曜日)

午前10時(受付開始 午前9時00分)

開催場所

東京都港区芝公園二丁目5番20号

ホテル メルパルクTOKYO 5階「瑞雲」

書面(議決権行使書)による議決権行使期限

2019年6月26日(水曜日)

午後5時まで

目次

招集ご通知

株主総会参考書類

(添付書類)

- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告

株主総会会場ご案内図

藤倉化成株式会社

証券コード 4620

証券コード 4620
2019年6月3日

株 主 各 位

東京都板橋区蓮根三丁目20番7号
藤 倉 化 成 株 式 会 社
取締役社長 加 藤 大 輔

第108期定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆さまには格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第108期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2019年6月27日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区芝公園二丁目5番20号
ホテル メルパルクT O K Y O 5階「瑞雲」 |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第108期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第108期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |

以 上

当日ご出席の方へ

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を切り離さずに、会場受付にご提出ください。
2. 代理人がご出席される場合には、議決権行使書用紙のほか委任状も併せて会場受付にご提出ください。
(代理人は、定款の定めにより、当社の議決権を有する株主の方1名に限ります。)

書面により議決権を行使される方へ

当日ご出席されず、書面により議決権を行使される場合、議案に対する賛否を表示される際には、次の点にご留意ください。

1. 同封の議決権行使書用紙を必ずご使用ください。
2. 議案に対し賛否の表示をされないときは、賛成の意思の表示があったものとして取扱わせていただきます。

- ~~~~~
1. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト(<http://www.fkkasei.co.jp>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、安定的な配当継続を図り、今後の収益予想・財務体質強化のための内部留保、設備投資、研究開発投資及び海外拠点の充実等の将来の事業展開を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

記

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその額
当社普通株式1株につき金8円 総額254,633,312円
中間配当金と合わせ、年16円となります。
2. 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、コーポレートガバナンスの充実・強化を経営の重要課題と位置づけこれまで継続的な取り組みを進めてまいりました。今後、さらにコーポレートガバナンスの実効性を高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行を提案するものです。
- (2) 上記の変更に伴う現行の条数の変更等所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

なお、本議案は、本総会の終結の時をもって効力が生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第3条 (条文省略) (機 関) 第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 第5条～第18条 (条文省略) 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は10名以内とする。 (新設) (取締役の選任) 第20条 取締役は株主総会において選任する。	第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり) (機 関) 第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u> 第5条～第18条 (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は10名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> (取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。

現 行 定 款	変 更 案
2. (条文省略) 3. (条文省略) (新設) (新設) (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) <u>2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は前任者の任期の満了する時までとする。</u> (新設) <u>3. 増員によって選任された取締役の任期は、他の取締役の任期満了する時までとする。</u>	2. (現行どおり) 3. (現行どおり) <u>4. 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> <u>5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削除) <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (削除)

現 行 定 款	変 更 案
(役付取締役および代表取締役) 第22条 取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 2. 取締役会の決議をもって代表取締役若干名を定める。 第23条 (条文省略) (新設) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会を招集するには会日の3日前に各取締役および各監査役に対して通知を発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。 (新設) 第25条 (条文省略)	(役付取締役および代表取締役) 第22条 取締役会の決議により<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 2. 取締役会の決議をもって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役若干名を定める。 第23条 (現行どおり) <u>(取締役会の招集者および議長)</u> 第24条 取締役会の招集者および議長は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれに当る。 2. <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに代わる。</u> (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会を招集するには会日の3日前までに各取締役に対して通知を発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。 <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)<u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> 第27条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第27条 当会社は、会社法第426条第1項により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第1項により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。 (取締役会規程) 第28条 取締役会に関する事項については、法令および定款に定めのあるものの外取締役会の定める取締役会規程による。 第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第29条 当会社の監査役は4名以内とする。 (監査役の選任) 第30条 監査役は株主総会において選任する。 2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第29条 当会社は、会社法第426条第1項の<u>規定</u>により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第1項の<u>規定</u>により、取締役(業務執行取締役等である<u>もの</u>を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。 (取締役会規程) 第30条 取締役会に関する事項については、法令および定款に定めのあるものの<u>ほか</u>取締役会の定める取締役会規程による。 (削除) (削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
3. 当会社は、会社法第329条第3項により、 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。 (監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は前任者の任期の満了する時までとする。 ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役として就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。 (常勤監査役) 第32条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。 (監査役会の招集通知) 第33条 監査役会を招集するには会日の3日前に各監査役に対して通知を発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。 (監査役の報酬等) 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議においてこれを定める。	(削除) (削除) (削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役の責任免除)</u> 第35条 当社は、会社法第426条第1項により、 <u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であ った者を含む。)の損害賠償責任を、法令の 限度において、取締役会の決議によって免除 することができる。</u> 2. 当社は、会社法第427条第1項により、 <u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損 害賠償責任を限定する契約を締結すること ができる。ただし、当該契約に基づく責任の 限度額は法令が規定する額とする。</u> <u>(監査役会規程)</u> 第36条 監査役会に関する事項については、法令お よび定款に定めのあるものの外監査役会の 定める監査役会規程による。	(削除) (削除) 第5章 監査等委員会 <u>(常勤監査等委員)</u> 第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の <u>監査等委員を選定することができる。</u> <u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第32条 監査等委員会を招集するには会日の3日 前までに各監査等委員に対して通知を発す る。ただし、緊急の場合はこれを短縮するこ とができる。 <u>(監査等委員会規程)</u> 第33条 監査等委員会に関する事項については、法 令および定款に定めのあるもののほか監査 等委員会の定める監査等委員会規程によ る。
(新設)	
(新設)	
(新設)	

現 行 定 款	変 更 案
第6章 計 算 第37条～第41条 (条文省略) (新設)	第6章 計 算 第34条～第38条 (現行どおり) 附 則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 第108期定時株主総会終結前の任務を怠ったこと による監査役(監査役であった者を含む。)の損害 賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議 によって免除することができる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（9名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）9名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名	現在の当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
1	か とう だい すけ 加 藤 大 輔	代表取締役社長 再 任
2	うえ だ ひこ じ 上 田 彦 二	常務取締役 鷲宮事業所長、化成品事業部長 メディカル材料部担当 再 任
3	しも だ よし ぞう 下 田 善 三	常務取締役 管理本部長 監査室・関連会社（国内）担当 再 任
4	かじ わら ひさし 梶 原 久	取締役 コーティング事業部長 関連会社（海外）担当 再 任
5	わた なべ ひろ あき 渡 邊 博 明	取締役 佐野事業所長 品質保証部・環境安全部・輸出管理室 CSR推進室担当 再 任
6	たか の まさ ひろ 高 野 雅 広	取締役 塗料事業部長 関連会社（塗料事業三販社）担当 再 任
7	わた なべ さとし 渡 邊 聡	取締役 電子材料事業部長 再 任
8	た なか おさむ 田 中 治	社外取締役 弁護士 再 任 社 外 独 立
9	なが はま よう いち 長 浜 洋 一	株式会社フジクラ 相談役 新 任 社 外 独 立

新 任

：新任取締役候補者

再 任

：再任取締役候補者

社 外

：社外取締役候補者

独 立

：独立役員候補者

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当会 社の株式数
1	かとうだいすけ 加藤大輔 (1954年5月1日) 再任	1977年4月 当社入社 2000年4月 当社コーティング事業部営業部長 2005年6月 当社取締役コーティング事業部長 2009年7月 当社取締役 RED SPOT PAINT & VARNISH CO.,INC. 社長 2012年6月 当社常務取締役電子材料事業部長 2013年4月 当社代表取締役社長（現任）	34,900株
【取締役候補者とした理由】 加藤大輔氏は、2013年から当社代表取締役社長に就任して以来、当社グループの経営を牽引しており、その豊富な経験や実績、幅広い知識と知見をもとに、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与されることが期待できるため、取締役候補者いたしました。			
2	うえだひこじ 上田彦二 (1951年8月17日) 再任	1974年3月 当社入社 1996年7月 当社化成品事業部第一技術部長 2001年4月 当社化成品部長 2003年6月 当社取締役化成品部長 2003年7月 当社取締役化成品事業部長 2009年6月 当社常務取締役驚宮事業所長兼化成品事業部長（現任）	36,100株
【取締役候補者とした理由】 上田彦二氏は、当社において驚宮事業所長兼化成品事業部長として研究開発部門及び化成品事業部門を担っており、その豊富な経験や実績、幅広い知識と知見をもとに、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与されることが期待できるため、取締役候補者いたしました。			
3	しもだよしぞう 下田善三 (1954年9月14日) 再任	1978年4月 当社入社 2002年5月 当社経理部長 2007年7月 当社管理本部副本部長兼経理部長 2009年6月 当社取締役管理本部長 2013年6月 当社常務取締役管理本部長（現任）	30,800株
【取締役候補者とした理由】 下田善三氏は、当社において管理本部長として管理部門を担っており、その豊富な経験や実績、幅広い知識と知見をもとに、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与されることが期待できるため、取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	ふり 氏 (生 年 月 日) がな 名	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当会 社の株式数
4	かじ わら ひさし 梶 原 久 (1959年10月7日) 再 任	1982年 4 月 当社入社 2004年 4 月 当社コーティング事業部名古屋営業所長 2007年 7 月 当社コーティング事業部副事業部長兼名古屋営業所長 2009年 6 月 当社取締役コーティング事業部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社中京ペイントサービス 社長 藤倉化成塗料（天津）有限公司 董事長 藤倉化成（佛山）塗料有限公司 董事長 上海藤倉化成塗料有限公司 董事長	23,600株
【取締役候補者とした理由】 梶原 久氏は、当社においてコーティング事業部長としてコーティング事業部門を担っており、その豊富な経験や実績、幅広い知識と知見をもとに、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与されることが期待できるため、取締役候補者いたしました。			
5	わた なべ ひろ あき 渡 邊 博 明 (1954年12月26日) 再 任	1981年 4 月 当社入社 2003年 7 月 当社電子材料事業部技術部長 2007年 7 月 当社電子材料事業部電材生産部長 2010年10月 当社電子材料事業部副事業部長兼電材生産部長 2013年 6 月 当社取締役電子材料事業部長 2015年 6 月 当社取締役佐野事業所長（現任）	15,500株
【取締役候補者とした理由】 渡邊博明氏は、当社において佐野事業所長として生産部門を担っており、その豊富な経験や実績、幅広い知識と知見をもとに、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与されることが期待できるため、取締役候補者いたしました。			
6	たか の まさ ひろ 高 野 雅 広 (1958年5月1日) 再 任	1982年 4 月 当社入社 2008年 4 月 当社塗料事業部技術部担当部長 2010年 7 月 当社塗料事業部生産部長 2012年 7 月 当社塗料事業部副事業部長兼技術部長 2013年 6 月 当社取締役塗料事業部長（現任）	15,200株
【取締役候補者とした理由】 高野雅広氏は、当社において塗料事業部長として塗料事業部門を担っており、その豊富な経験や実績、幅広い知識と知見をもとに、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与されることが期待できるため、取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	ふり 氏 (生 年 月 日)	が 名	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当会 社の株式数
7	わたなべ 渡 邊 (1959年7月16日)	さとし 聡	1984年 4 月 当社入社 2007年 7 月 当社電子材料事業部技術部長 2013年 7 月 当社電子材料事業部技術部長兼電材生産部長 2014年 4 月 当社電子材料事業部技術部長 2015年 6 月 当社取締役電子材料事業部長（現任）	9,000株
	【取締役候補者とした理由】 渡邊 聡氏は、当社において電子材料事業部長として電子材料事業部門を担っており、その豊富な経験や実績、幅広い知識と知見をもとに、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与されることが期待できるため、取締役候補者といたしました。			
8	たなか 田 中 (1952年8月12日)	おきむ 治	1980年 4 月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2007年 6 月 当社社外監査役 2015年 6 月 当社社外取締役（現任）	14,400株
	【社外取締役候補者とした理由】 田中 治氏は、弁護士として専門的な知識・経験等を有しており、コンプライアンスの観点から当社グループの経営全般に対して提言をいただくことにより、当社グループのコーポレートガバナンスの強化が期待できるため、社外取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当会 社の株式数
9	なが はま よう いち 長 浜 洋 一 (1950年1月1日) 新任 社外 独立	1973年 4 月 藤倉電線株式会社（現社名株式会社フジクラ）入社 1999年 7 月 同社経理部長 2003年 6 月 同社取締役 2005年 4 月 同社取締役 経営企画室長 2006年 4 月 同社取締役常務執行役員 コーポレート企画室長 2008年 4 月 同社取締役常務執行役員 スタッフ部門統括、コーポレート企画室長、輸出管理室長 2009年 4 月 同社代表取締役社長 2014年 4 月 同社代表取締役社長 エネルギー・情報通信カンパニー統括 2016年 4 月 同社代表取締役会長 2018年 6 月 同社相談役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社フジクラ 相談役	1,000株
	【社外取締役候補者とした理由】 長浜洋氏は、株式会社フジクラの代表取締役社長を務めていた経験から企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と知見を有しており、当社グループの経営全般に対して提言をいただくことにより、当社グループのコーポレートガバナンスの強化が期待できるため、社外取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 田中 治氏及び長浜洋氏は、社外取締役候補者です。
2. 田中 治氏は、阿部・田中法律事務所に所属しており、当社は阿部・田中法律事務所との間で法律顧問契約を締結しておりますが、その報酬金額は年間500万円未満です。
- また、同氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
3. 長浜洋氏は、株式会社フジクラにおいて相談役を務めており、当社は株式会社フジクラとの間に製品販売等の取引関係がありますが、その取引額は当連結売上高に対して1%未満です。
- 長浜洋氏が代表取締役社長、代表取締役会長を務めていた株式会社フジクラは2018年8月31日に製品の一部における品質管理に関わる不適切事案が判明した旨、公表しました。
4. 当社は、田中 治氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、田中 治氏が再選された場合には、当該契約を継続する予定です。
- また、長浜洋氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を締結する予定です。
5. 当社は、田中 治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 田中 治氏が再選された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。
- また、長浜洋氏の選任が承認された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当会 社の株式数
1	さい 須 祐 三 (1942年4月17日) 新任	1965年4月 当社入社 1995年6月 当社取締役 1999年6月 当社常務取締役 2007年6月 当社専務取締役 2009年6月 当社監査役(現任)	27,400株
	【監査等委員である取締役候補者とした理由】 西須祐三氏は、当社において常勤監査役を務めており、当社グループの経営全般に関する豊富な知識と経験を有しております。その豊富な経験や実績、幅広い知識と知見をもとに、当社の監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することが期待できるため、監査等委員である取締役候補者いたしました。		
2	なか 光 好 (1951年10月20日) 新任 社外 独立	1975年4月 藤倉ゴム工業株式会社(現社名藤倉コンポジット株式会社)入社 2002年6月 同社取締役 2008年4月 同社代表取締役社長 2009年6月 当社社外監査役(現任) 2016年4月 同社取締役相談役(現任) (重要な兼職の状況) 藤倉コンポジット株式会社 取締役相談役	0株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 中 光好氏は、藤倉ゴム工業株式会社(現社名藤倉コンポジット株式会社)の代表取締役社長を務めていた経験から企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と知見を有しており、当社グループの経営全般に対して提言をいただくことにより、当社グループのコーポレートガバナンスの強化が期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	ふり 氏 (生 年 月 日) がな 名	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当会 社の株式数
3	わた なべ たかし 渡 邊 孝 (1948年8月13日) 新任 社外 独立	1973年9月 監査法人千代田事務所入所 1983年8月 公認会計士登録 1984年10月 渡邊孝公認会計士事務所長（現任） 2005年6月 当社社外監査役（現任）	9,000株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 渡邊 孝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社グループの経営全般に対して提言をいただくことにより、当社グループのコーポレートガバナンスの強化が期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。			

- (注) 1. 中 光好氏及び渡邊 孝氏は、社外取締役候補者です。
2. 中 光好氏は、藤倉コンポジット株式会社において取締役相談役を務めており、当社は、藤倉コンポジット株式会社との間に製品販売等の取引関係がありますが、その取引額は、当連結売上高に対して1%未満です。
- また、同氏の当社社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって10年となります。
3. 渡邊 孝氏と当社との間には特別な利害関係はありません。
- また、同氏の当社社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって14年となります。
4. 当社は、中 光好氏及び渡邊 孝氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、両氏が選任された場合には、同様の契約を締結する予定です。
5. 当社は中 光好氏及び渡邊 孝氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定です。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

氏名 (生 年 月 日)	略 要 な 兼 職 の 状 況 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 会 社 の 株 式 数
みやがわひろし 宮川浩 (1953年11月23日) 社外 独立	1976年10月 監査法人千代田事務所入所 1981年 2 月 公認会計士登録 1988年 1 月 税理士登録 1988年 1 月 宮川公認会計士税理士事務所長（現任）	0株
【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 宮川 浩氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の経営全般について提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンスの強化が維持できるため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別な利害関係はありません。
2. 宮川 浩氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者です。
3. 当社は、宮川 浩氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
4. 宮川 浩氏の選任が承認され同氏が就任した場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2007年6月28日開催の第96期定時株主総会において、年額3億6千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額3億6千万円以内（うち社外取締役分年額3千万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、9名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額6千万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、輸出や設備投資の増加による企業収益の回復を背景に所得・雇用環境も改善され、個人消費も増加の動きが見られるなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。海外におきましては、米国、欧州、アジア経済は引き続き好調を維持しておりますが、米中の通商摩擦や英国のEU離脱問題による情勢不安など、景気の下振れ懸念もあり、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような環境の下、当連結会計年度の売上高は552億7百万円（前連結会計年度比3.9%減）となり、営業利益は29億1百万円（同12.1%増）、経常利益は31億6千9百万円（同12.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は20億3千3百万円（同1.6%増）となりました。

■コーティング事業

連結売上高 241億7千8百万円（前連結会計年度比0.6%減）

連結営業利益 15億9百万円（前連結会計年度比19.7%減）

プラスチック用コーティング材（『レクラック』・『フジハード』など）を取扱うコーティング部門におきましては、主力の自動車向け分野において、国内市場では前年度をやや下回りました。海外市場においては、北米市場の売り上げは堅調に推移いたしましたが、中国、ASEAN諸国の需要が低調に推移いたしました。また、化粧品容器やホビー用塗料向けのスペシャリティコーティング分野においては国内市場、海外市場ともに堅調に推移いたしました。その結果、コーティング部門の売上高は前年度をわずかに下回りました。

■塗料事業

連結売上高 129億4千7百万円（前連結会計年度比1.6%増）

連結営業利益 8億8千5百万円（前連結会計年度比6.6%増）

建築用塗料を取扱う塗料部門におきましては、リフォーム向け市場においては前年度と比べほぼ横ばいの売上高となりました。新築住宅向け市場においては、新商品の投入により需要が堅調に推移したこともあり、売上高は増加いたしました。

■電子材料事業

連結売上高 27億4千6百万円（前連結会計年度比7.4%減）

連結営業利益 9千5百万円（前連結会計年度比8.5%減）

導電性ペースト材（『ドータイト』）などを取扱う電子材料部門におきましては、中国向けスマートフォンの減産やパソコン向け市場の需要の低迷などの影響により、売上高は減少いたしました。

■化成品事業

連結売上高 38億9千2百万円（前連結会計年度比1.7%減）

連結営業利益 2億7千1百万円（前連結会計年度比6.5%増）

『アクリベース』の商品名で販売する機能材料やトナー用レジン、メディカル材料などを取扱う化成品部門におきましては、粘着剤などを取扱う機能材料分野では前年度とほぼ横ばいの売上高となりました。トナー用レジンを取扱う化成品分野におきましては、既存のトナー用レジンの需要が落ち込み、売上高は減少いたしました。メディカル材料分野におきましては、検査薬の海外での販売や原料用ラテックスの販売が堅調に推移し、売上高は上伸いたしました。その結果、化成品部門の売上高は前年度をわずかに下回りました。

■合成樹脂事業

連結売上高 116億1百万円（前連結会計年度比14.5%減）

連結営業利益 1億4千1百万円（前連結会計年度は4億8千1百万円の営業損失）

子会社藤光樹脂株式会社などが取扱うアクリル樹脂の原材料・加工品の販売におきましては、カーエレクトロニクス分野での需要は堅調に推移いたしましたが、液晶テレビ関連商品におきまして、需要が落ち込んだ結果、売上高は減少いたしました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資額の総額は、16億1千9百万円
で、その主なものは以下のとおりです。

- | | |
|----------------------|----------|
| ・当社佐野事業所 化成品工場リニューアル | 3億7千3百万円 |
| ・当社佐野事業所 製造設備等 | 3億6千5百万円 |
| ・当社試験研究機器 | 1億9千5百万円 |

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度について、特記すべき事項はありません。

(4) 今後対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、国内においては、政府による経済対策などを背景に、企業の経営環境が引き続き改善されるなど、緩やかな回復基調で推移していくものと思われます。海外におきましては、経済は堅調に推移しておりますが、米国の経済政策動向や英国のEU離脱交渉の長期化、米中通商摩擦などの懸念材料もあり、先行き不透明な状況が続いていくものと思われます。

当社グループにおきましては、コーティング事業におけるグローバルな事業展開を加速させており、米国、欧州、ASEAN諸国、中国及びインドにおいて現地法人を設立し、「藤倉化成グローバルネットワーク」として、製品の供給体制網の整備を行っております。更なる生産体制の強化を図るため、昨年インドに建設した工場も本格的に稼働を開始いたしました。今後も供給体制の整備に努めてまいります。

国内におきましては、当社のメイン工場である佐野事業所の化成品工場のリニューアルを行いました。今後も佐野事業所のリニューアルを進め、国内での生産体制の強化、生産効率の向上を図ってまいります。また、技術開発に引き続き注力することによって事業領域の拡大を図り確実な収益基盤の確保に努めてまいります。

今後も株主の皆さまやお客様の信頼に応え持続的な成長を遂げられるよう製品の供給体制と技術開発に注力していく所存です。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	(単位)	第 105 期 2016年 3 月 期	第 106 期 2017年 3 月 期	第 107 期 2018年 3 月 期	第 108 期 (当 期) 2019年 3 月 期
売 上 高	(千円)	73,740,748	62,779,555	57,431,211	55,207,031
経 常 利 益	(千円)	2,976,948	3,348,467	2,808,452	3,168,657
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	1,765,692	2,399,840	2,000,778	2,032,610
1 株当たり当期純利益	(円)	54円03銭	74円95銭	62円86銭	63円86銭
総 資 産	(千円)	51,194,421	50,017,721	51,893,803	51,940,015

(6) 当社の財産及び損益の状況

区 分	(単位)	第 105 期 2016年 3 月 期	第 106 期 2017年 3 月 期	第 107 期 2018年 3 月 期	第 108 期 (当 期) 2019年 3 月 期
売 上 高	(千円)	18,625,797	18,427,094	18,437,494	18,470,084
経 常 利 益	(千円)	1,396,751	1,600,209	1,481,977	1,613,841
当 期 純 利 益	(千円)	1,171,508	1,516,553	1,180,003	1,325,357
1 株当たり当期純利益	(円)	35円84銭	47円36銭	37円07銭	41円64銭
総 資 産	(千円)	27,600,659	27,914,041	28,659,546	28,587,901

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当ありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
フジケミ東京株式会社	48百万円	100.0%	塗料の卸販売
フジケミ近畿株式会社	48百万円	100.0	塗料・化成品の製造販売
フジケミカル株式会社	48百万円	100.0	塗料・化成品の製造販売
藤光樹脂株式会社	40百万円	51.0	合成樹脂及びその原材料・加工品の販売
FUJIKURA KASEI (THAILAND) CO.,LTD.	30百万 バーツ	64.6	塗料の製造販売
FUJIKURA KASEI MALAYSIA SDN. BHD.	4百万 リンギット	80.0	塗料の製造販売
藤倉化成塗料(天津)有限公司	8,600千元	40.0	塗料の製造販売
藤倉化成(佛山)塗料有限公司	13,999千元	40.0	塗料の製造販売
上海藤倉化成塗料有限公司	69,000千元	40.0	塗料の製造販売
上海藤光塑料有限公司	1,655千元	51.0	合成樹脂及びその原材料・加工品の販売
香港藤光有限公司	2百万 香港ドル	51.0	合成樹脂及びその原材料・加工品の販売
FUJICHEM, INC.	65,300千 USドル	100.0	北米におけるコーティング事業関連の市場・技術動向の調査
RED SPOT PAINT & VARNISH CO., INC.	107千 USドル	100.0	塗料の製造販売
Fujichem Sonneborn Ltd	125千 英ポンド	100.0	塗料の製造販売

(注) 藤倉化成塗料(天津)有限公司、藤倉化成(佛山)塗料有限公司及び上海藤倉化成塗料有限公司における当社の議決権比率は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社といたしました。

(8) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

事 業 区 分	事 業 内 容
コーティング事業	プラスチック用コーティング材等の製造販売
塗 料 事 業	建築用塗料等の製造販売
電 子 材 料 事 業	導電性樹脂塗料及び導電性接着剤等の製造販売
化 成 品 事 業	トナー用レジン等及び機能性樹脂ベース等の製造販売
合 成 樹 脂 事 業	合成樹脂及びその原材料・加工品の販売

(9) 当社グループの主要な営業所及び工場（2019年3月31日現在）

藤倉化成株式会社	本 社	東 京 都 板 橋 区
	本 社 事 務 所	東 京 都 港 区
	佐 野 事 業 所	栃 木 県 佐 野 市
	鷲 宮 事 業 所	埼 玉 県 久 喜 市
	名 古 屋 営 業 所	愛 知 県 東 海 市
	久 喜 物 流 セ ン タ ー	埼 玉 県 久 喜 市
フジケミ東京株式会社 (子会社)	本 社	東 京 都 中 央 区
フジケミ近畿株式会社 (子会社)	本 社	大 阪 府 大 阪 市 北 区
	枚 方 工 場	大 阪 府 枚 方 市
フジケミカル株式会社 (子会社)	本 社	福 岡 県 福 岡 市 中 央 区
	遠 賀 工 場	福 岡 県 遠 賀 郡 遠 賀 町
藤光樹脂株式会社 (子会社)	本 社	東 京 都 中 央 区
FUJIKURA KASEI (THAILAND) CO.,LTD. (子会社)	本 社	タイ国サムットプラーカーン県
FUJIKURA KASEI MALAYSIA SDN. BHD. (子会社)	本 社	マレーシア国セランゴール州
藤倉化成塗料（天津） 有限公司（子会社）	本 社	中 国 天 津 市
藤倉化成（佛山）塗料 有限公司（子会社）	本 社	中 国 広 東 省
上海藤倉化成塗料 有限公司（子会社）	本 社	中 国 上 海 市
上海藤光塑料有限公司 (子会社)	本 社	中 国 上 海 市
香港藤光有限公司 (子会社)	本 社	中 国 香 港
RED SPOT PAINT & VARNISH CO.,INC. (子会社)	本 社	米 国 イ ン デ ィ ア ナ 州
Fujichem Sonneborn Ltd (子会社)	本 社	英 国 エ セ ッ ク ス 州

(10) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
コーティング事業	814人	3人増
塗料事業	180人	2人減
電子材料事業	48人	4人増
化成品事業	85人	1人増
合成樹脂事業	45人	3人増
全社（共通）	112人	10人増
合計	1,284人	19人増

(注) 1. 従業員数には、臨時雇用者を合計で4人含んでおります。

2. 全社（共通）と記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものです。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
409人	12人増	40.8歳	16.1年

(注) 従業員数には、臨時雇用者を3人含んでおります。

(11) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	1,424百万円
株式会社みずほ銀行	1,200百万円

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 84,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 32,716,878株
 （自己株式887,714株を含む）
 (3) 当期末現在の株主数 3,342名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 フ ジ ク ラ	65,762百株	20.6%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	26,993	8.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	12,049	3.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,396	3.2
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	9,904	3.1
藤 倉 ゴ ム 工 業 株 式 会 社	6,065	1.9
極 東 貿 易 株 式 会 社	5,840	1.8
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	5,500	1.7
GOVERNMENT OF NORWAY	5,487	1.7
藤 倉 航 装 株 式 会 社	5,209	1.6

- (注) 1. 当社は、自己株式を887,714株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 3. 表示単位未満を切捨てて表示しております。
 4. 藤倉ゴム工業株式会社は、2019年4月1日をもって藤倉コンポジット株式会社に商号変更しております。

- (5) 単元株式数 100株

3. 新株予約権等に関する事項

該当ありません。

4. 会社役員に関する事項（2019年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	加藤大輔	
常務取締役	上田彦二	鷺宮事業所長、化成品事業部長、メディカル材料部担当
常務取締役	下田善三	管理本部長、監査室・輸出管理室・関連会社（国内）担当
取締役	梶原久	コーティング事業部長、関連会社（海外）担当 株式会社中京ペイントサービス 社長、藤倉化成塗料（天津）有限公司 董事長、藤倉化成（佛山）塗料有限公司 董事長、上海藤倉化成塗料有限公司 董事長
取締役	渡邊博明	佐野事業所長、品質保証部・環境安全部担当
取締役	高野雅広	塗料事業部長、関連会社（塗料事業三販社）担当
取締役	渡邊聡	電子材料事業部長
社外取締役	田中治	弁護士
社外取締役	宮城秋男	株式会社フジクラ 特別顧問 藤倉ゴム工業株式会社 社外取締役
常勤監査役	西須祐三	
社外監査役	中光好	藤倉ゴム工業株式会社 取締役相談役
社外監査役	渡邊孝	公認会計士

- (注) 1. 取締役田中 治氏及び宮城秋男氏は、社外取締役です。
2. 取締役田中 治氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役中 光好氏及び渡邊 孝氏は、社外監査役です。
4. 監査役渡邊 孝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 藤倉ゴム工業株式会社は、2019年4月1日をもって藤倉コンポジット株式会社に商号変更しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員(名)	支 給 額(百万円)
取 締 役	9	177
監 査 役	3	25
(う ち 社 外 役 員)	(4)	(18)
合 計	12	202

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第96期定時株主総会において、年額3億6千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第96期定時株主総会において、年額6千万円以内と決議いただいております。

4. 当社は、2007年6月28日開催の第96期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

当事業年度末現在における役員退職慰労金打ち切り支給予定額は、取締役2名に対し11百万円、監査役1名に対し1百万円、そのうち社外役員1名に対し1百万円となっております。

(4) 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・監査役中 光好氏は、藤倉ゴム工業株式会社の取締役相談役です。なお、当社は藤倉ゴム工業株式会社との間に製品販売等の取引関係がありますが、その金額は当連結売上高に対して1%未満です。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役宮城秋男氏は、藤倉ゴム工業株式会社の社外取締役です。なお、当社は藤倉ゴム工業株式会社との間に製品販売等の取引関係がありますが、その金額は当連結売上高に対して1%未満です。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（9回開催）	
	出席回数(回)	出席率（％）	出席回数(回)	出席率（％）
取締役 田 中 治	12	92	－	－
取締役 宮 城 秋 男	11	85	－	－
監査役 中 光 好	12	92	9	100
監査役 渡 邊 孝	13	100	9	100

二. 取締役会における発言状況

- ・取締役田中 治氏は、主に弁護士としての専門的見地からの助言・提言を行っております。
 - ・取締役宮城秋男氏は、主に経営者・大株主の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ホ. 取締役会・監査役会における発言状況
- ・監査役中 光好氏は、主に経営者の見地から意見を述べるなど、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
 - ・監査役渡邊 孝氏は、取締役会・監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地からの助言・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

なお、「新日本有限責任監査法人」は2018年7月1日付をもって名称を「EY新日本有限責任監査法人」に変更しております。

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	49百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、FUJIKURA KASEI (THAILAND) CO.,LTD.、上海藤倉化成塗料有限公司、RED SPOT PAINT & VARNISH CO.,INC.、Fujichem Sonneborn Ltdほか、計10社は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人について、法令違反その他公序良俗に反する行為があるなどの事実を確認したときはすみやかに、その内容を調査いたします。

その結果、監査継続が困難である、あるいは監査を行わせることが適当ではないと判断した場合は、法令に定める手続きに従い、解任または不再任の手続きをとることといたします。

また、会計監査人について、継続監査期間が長期に過ぎ監査体制が不十分であると判断され、あるいはより充実した監査体制を構築する必要があると判断した場合は、法令に定める手続きにより不再任とすることがあります。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社からなる当社グループ（以下当社と当社の子会社を「当社グループ」という）の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

①当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、コンプライアンス体制にかかる規程を制定し、取締役・使用人が法令・定款を遵守した行動をとるための行動規範を定める。

その徹底を図るためコンプライアンス委員会を設け、グループ全社とのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。

当社監査室はコンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。

これら活動は定期的に当社取締役会及び監査役会に報告される。

②当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。

情報の管理については、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する規程を定めて対応する。

③当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、環境・安全リスクについては環境安全部が取得している環境マネジメントシステム、労働安全衛生マネジメントシステムに基づいて運営を行う。品質管理リスクについては品質保証部が取得している品質マネジメントシステムに基づいて運営を行う。経理面においては、各部門長による自律的な管理を基本としつつ、経理部が計数的管理を行う。

当社グループは、平時においてはリスク管理全体を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設け、有事においては当社取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたる。

④当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を、原則として毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。

取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常勤の取締役が出席する常務会を毎月1回、必要に応じ随時開催し、業務執行に関する基本的事項に係る意思決定を機動的に行う。

社長以下取締役及び経営幹部をメンバーとする事業幹部会議を月1回開催し、各年度の予算の進捗状況及び対処すべき課題につき検討を行う。

当社グループの業務の運営については将来の事業環境を検討し、3年をサイクルとする中期経営計画及び各年度予算を立案し、グループ全社的目標を設定している。

⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに総務部がグループ全体のコンプライアンスを統括する体制とする。

また、グループ共通の「藤倉化成グループ コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、相談・通報体制の範囲をグループ全体とする。

子会社は社内規程に基づき、事業の執行状況、財務状況その他の重要な事項について、当社への定期的な報告をする。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人及びその取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する監査役の指示の実効性に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人の配置を求めたときは、必要な使用人を配置し、その使用人は、取締役の指揮・命令を受けない使用人とする。

監査役の職務を補助すべき使用人の人事については、監査役会の事前の同意を必要とする。

⑦当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに当社監査役に報告する。

当社グループは、「ホットライン規程」を定め、グループ内部通報制度を整備する。当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的にかつ必要な場合は直ちに当社監査役に報告する。「ホットライン規程」において通報者は、当該通報をしたこと自体による解雇その他不利益な取扱いを受けないことを規程する。

当社グループの取締役及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合は、すみやかに報告する。

⑧監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役の職務の執行に通常要する費用については、予算を設けてこれを支弁する。

監査役がその職務の執行について、当社に対し予算を超える費用等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと明白に認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めこととする。

常勤監査役は、当社の取締役会のほか重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため常務会などの重要な会議に出席するとともに稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役または使用人にその説明を求めることとする。

監査室は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなどの連携を図る。

⑩反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

また、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察等関連機関とも連携して対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンス体制

コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンスに関する行動規範等を定めた「藤倉化成グループの行動基準」の全役職員への周知を図っております。内部通報制度については、顧問弁護士を通報先を含むホットラインを設置し、さらに、通報者保護をホットライン規程に明記して運用しております。

また、コンプライアンス委員会を当事業年度において2回開催し、コンプライアンス推進活動の状況及び内部通報の内容・対応等につき担当部署から報告を行うとともに、コンプライアンスに関する教育を実施いたしました。

②取締役会の開催状況

取締役会を当事業年度においては13回開催し、法令等に定められた事項や経営の基本方針等、経営に関する重要事項を決定し、月次の業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

③監査役会の開催状況

監査役会を当事業年度においては9回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、常勤監査役による常務会などの重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。

④財務報告に係る内部統制

監査室は、監査役及び会計監査人とも連携を図り、策定した実施計画に基づき、財務報告に係る内部統制の評価並びに業務の適正性及び有用性について監査いたしました。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	千円	負 債 の 部	千円
流 動 資 産	31,417,132	流 動 負 債	12,837,845
現金及び預金	14,098,715	支払手形及び買掛金	7,022,381
受取手形及び売掛金	11,047,343	短期借入金	2,623,230
商品及び製品	3,560,597	未払法人税等	402,400
仕掛品	81,990	未払費用	1,084,538
原材料及び貯蔵品	2,042,549	賞与引当金	576,871
その他	709,035	リース債務	45,246
貸倒引当金	△123,097	その他	1,083,179
固 定 資 産	20,522,883	固 定 負 債	2,943,694
有形固定資産	13,461,588	退職給付に係る負債	2,383,537
建物及び構築物	5,305,834	長期未払金	125,998
機械装置及び運搬具	2,353,536	リース債務	54,499
工具、器具及び備品	980,251	繰延税金負債	105,643
土地	4,532,259	その他	274,017
リース資産	98,546	負 債 合 計	15,781,539
建設仮勘定	191,162	純 資 産 の 部	
無形固定資産	1,305,313	株 主 資 本	32,458,233
ソフトウェア	273,752	資 本 金	5,352,121
その他	1,031,561	資 本 剰 余 金	5,040,199
投資その他の資産	5,755,982	利 益 剰 余 金	22,590,889
投資有価証券	2,418,283	自 己 株 式	△524,976
長期貸付金	24,554	その他の包括利益累計額	911,249
繰延税金資産	627,923	その他有価証券評価差額金	372,825
その他	3,123,643	為替換算調整勘定	843,794
貸倒引当金	△438,421	退職給付に係る調整累計額	△305,370
資 産 合 計	51,940,015	非 支 配 株 主 持 分	2,788,994
		純 資 産 合 計	36,158,476
		負債及び純資産合計	51,940,015

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		55,207,031
売上原価		38,707,678
売上総利益		16,499,353
販売費及び一般管理費		13,598,327
営業利益		2,901,026
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	105,547	
賃貸料収入	70,198	
持分法投資利益	143,016	
その他の	112,193	430,954
営業外費用		
支払利息	38,783	
為替差損	64,073	
その他の	60,467	163,323
経常利益		3,168,657
税金等調整前当期純利益		3,168,657
法人税、住民税及び事業税	825,782	
法人税等調整額	85,859	911,641
当期純利益		2,257,016
非支配株主に帰属する当期純利益		224,406
親会社株主に帰属する当期純利益		2,032,610

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

[単位：千円]

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	5,352,121	5,040,199	20,974,037	△524,974	30,841,383
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△509,267		△509,267
親会社株主に帰属する当期純利益			2,032,610		2,032,610
持分法の適用範囲の変動			93,509		93,509
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連結会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,616,852	△2	1,616,850
当 期 末 残 高	5,352,121	5,040,199	22,590,889	△524,976	32,458,233

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	747,709	1,357,644	△441,060	1,664,293	2,885,719	35,391,395
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				－		△509,267
親会社株主に帰属する当期純利益				－		2,032,610
持分法の適用範囲の変動				－		93,509
自 己 株 式 の 取 得				－		△2
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連結会計年度中の変動額(純額)	△374,884	△513,850	135,690	△753,044	△96,725	△849,769
連結会計年度中の変動額合計	△374,884	△513,850	135,690	△753,044	△96,725	767,081
当 期 末 残 高	372,825	843,794	△305,370	911,249	2,788,994	36,158,476

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 19社

主要な連結子会社の名称

フジケミ東京(株)

藤光樹脂(株)

RED SPOT PAINT & VARNISH CO.,INC.

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称等

(株)中京ペイントサービス

FUJIKURA KASEI COATING INDIA PRIVATE LIMITED

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 2社

主要な会社等の名称

RED SPOT KOREA INC.

PT. FUJIKURA KASEI INDONESIA

持分法の適用範囲に関する事項の変更

当連結会計年度よりPT. FUJIKURA KASEI INDONESIAは重要性が増加したため、持分法の適用範囲に含めております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社の名称

(非連結子会社)

(株)中京ペイントサービス

FUJIKURA KASEI COATING INDIA PRIVATE LIMITED

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためです。

(3) 持分法の適用の手続についての特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちRED SPOT PAINT & VARNISH CO.,INC.ほか計15社の決算日は、2018年12月31日です。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び連結子会社は、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

③ デリバティブの評価方法

連結子会社は、時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、機械及び装置については、定額法、その他の有形固定資産については、定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、下記のとおりです。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～10年

工具、器具及び備品 3～5年

② 無形固定資産

当社及び連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

② 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理をしております。

(表示方法の変更)

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日。）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	21,625,782千円
2. 受取手形裏書高	35,095千円
3. 保証債務	
連結子会社以外の会社の金融機関からの借入に対し、以下の債務保証を行っております。	
東北藤光㈱	80,000千円

4. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりです。

建物及び構築物	27,633千円
土地	47,649千円
計	75,282千円

担保付債務は、次のとおりです。

短期借入金	1,144,040千円
-------	-------------

5. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	217,958千円
支払手形	376,408千円
その他（設備関係支払手形）	65,760千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発 行 済 株 式				
普 通 株 式	32,716,878株	一株	一株	32,716,878株
合 計	32,716,878株	一株	一株	32,716,878株
自 己 株 式				
普 通 株 式	887,711株	3株	一株	887,714株
合 計	887,711株	3株	一株	887,714株

(変動の事由概要)

自己株式の増加3株は、単元未満株式の買取りによる増加です。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2018年 6月28日 定時株主 総 会	普 通 株 式	254,633千円	利 益 剰 余 金	8円	2018年3月31日	2018年6月29日
2018年 11月9日 取締役会	普 通 株 式	254,633千円	利 益 剰 余 金	8円	2018年9月30日	2018年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの次のとおり、決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2019年 6月27日 定時株主 総 会	普 通 株 式	254,633千円	利 益 剰 余 金	8円	2019年3月31日	2019年6月28日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については取締役会決議で承認された取引権限及び取引限度額等に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に係る事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額（＊１）	時 価（＊１）	差 額
(1) 現金及び預金	14,098,715	14,098,715	－
(2) 受取手形及び売掛金	11,047,343	11,047,343	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,361,046	1,361,046	－
(4) 支払手形及び買掛金	(7,022,381)	(7,022,381)	－
(5) 短期借入金	(2,623,230)	(2,623,230)	－
(6) デリバティブ取引 （＊２）	(5,223)	(5,223)	－

（＊１）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（＊２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) デリバティブ取引

期末の時価は先物相場または、取引先金融機関より提示された価格によっております。

(注２) 非上場株式（連結貸借対照表計上額55,977千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

当社グループにおいては賃貸等不動産の重要性が乏しいため、開示を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,048円39銭

2. 1株当たり当期純利益 63円86銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

親会社株主に帰属する当期純利益	2,032,610千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	2,032,610千円
期中平均株式数	31,829,165株

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	千円	負 債 の 部	千円
流 動 資 産	13,350,169	流 動 負 債	4,881,722
現金及び預金	4,004,482	支払手形	404,246
受取手形	2,645,189	買掛金	2,581,837
売掛金	4,141,496	リース債務	18,170
短期貸付金	2,844	未払金	377,948
商品及び製品	1,622,658	未払法人税等	223,039
仕掛品	24,847	未払費用	436,366
原材料及び貯蔵品	788,123	賞与引当金	423,100
前払費用	77,787	設備関係支払手形	380,074
その他の流動資産	42,744	その他の流動負債	36,942
固 定 資 産	15,237,731	固 定 負 債	1,809,766
有 形 固 定 資 産	6,975,294	リース債務	10,706
建築物	1,930,354	退職給付引当金	1,548,651
構築物	243,296	資産除去債務	59,709
機械及び装置	870,513	その他の固定負債	190,700
車両運搬具	8,886		
工具、器具及び備品	445,914	負 債 合 計	6,691,488
土地	3,344,441	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	105,153	株 主 資 本	21,522,448
リース資産	26,737	資 本 金	5,352,121
無 形 固 定 資 産	147,287	資 本 剰 余 金	5,040,199
ソフトウェア	147,287	資本準備金	5,039,624
投資その他の資産	8,115,150	その他資本剰余金	575
関係会社株式	5,603,903	利 益 剰 余 金	11,655,104
関係会社出資金	474,319	利益準備金	237,023
投資有価証券	1,219,814	その他利益剰余金	11,418,081
長期貸付金	21,268	別途積立金	474,000
繰延税金資産	546,511	繰越利益剰余金	10,944,081
敷金	146,318	自 己 株 式	△524,976
その他の投資	107,416	評 価 ・ 換 算 差 額 等	373,964
貸倒引当金	△4,400	その他有価証券評価差額金	373,964
資 産 合 計	28,587,901	純 資 産 合 計	21,896,412
		負債及び純資産合計	28,587,901

損 益 計 算 書

(2018年 4 月 1 日から)
(2019年 3 月31日まで)

科 目	金 額
	千円
売 上 高	18,470,084
売 上 原 価	12,048,505
売 上 総 利 益	6,421,579
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,533,235
営 業 利 益	888,344
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	647,374
雑 収 入	117,404
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2,237
雑 支 出	37,044
経 常 利 益	1,613,841
税 引 前 当 期 純 利 益	1,613,841
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	310,485
法 人 税 等 調 整 額	△22,002
当 期 純 利 益	1,325,357

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	その他資本 剩 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剩 余 金		利益剰余金 合 計		
						別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	5,352,121	5,039,624	575	5,040,199	237,023	474,000	10,127,991	10,839,014	△524,974	20,706,359
当 期 変 動 額										
剰余金の配当				－			△509,267	△509,267		△509,267
当 期 純 利 益				－			1,325,357	1,325,357		1,325,357
自己株式の取得				－				－	△2	△2
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変 動 額 (純 額)				－				－		－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	816,090	816,090	△2	816,089
当 期 末 残 高	5,352,121	5,039,624	575	5,040,199	237,023	474,000	10,944,081	11,655,104	△524,976	21,522,448

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	746,786	746,786	21,453,145
当 期 変 動 額			
剰余金の配当		－	△509,267
当 期 純 利 益		－	1,325,357
自己株式の取得		－	△2
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変 動 額 (純 額)	△372,822	△372,822	△372,822
当期変動額合計	△372,822	△372,822	443,267
当 期 末 残 高	373,964	373,964	21,896,412

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

機械及び装置については定額法、その他の有形固定資産については、定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、下記のとおりです。

建物 3～50年

機械及び装置 8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 16,453,722千円

2. 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権 2,581,879千円

3. 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務 189,529千円

4. 債務保証

次の関係会社については、金融機関からの借入等に対し、以下の債務保証を行っております。

RED SPOT PAINT & VARNISH CO.,INC. 55,750千円

Fujichem Sonneborn Ltd 1,232,670千円

5. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当期の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形 590,199千円

支払手形 95,836千円

設備関係支払手形 65,760千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

売上高	5,954,756千円
仕入高	1,359,997千円
営業取引以外の取引高	648,434千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 期 首 株 式 数	当 期 増 加 株 式 数	当 期 減 少 株 式 数	当 期 末 株 式 数
自 己 株 式				
普 通 株 式	887,711株	3株	—	887,714株

(変動の事由概要)

自己株式の増加3株は、単元未満株式の買取りによる増加です。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

社会保険料	21,053千円
賞与引当金	129,553千円
未払事業税	25,320千円
退職給付引当金	474,197千円
長期未払金	6,710千円
資産除去債務	18,283千円
たな卸資産評価損	11,233千円
投資有価証券評価損	15,788千円
会員権評価損	19,151千円
関係会社株式評価損	1,296,721千円
減損損失	31,435千円
その他	29,790千円

繰延税金資産 小計

2,079,234千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額

—千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額

△1,388,886千円

評価性引当額 小計

△1,388,886千円

繰延税金資産 合計

690,348千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金

142,289千円

その他

1,548千円

繰延税金負債 合計

143,837千円

繰延税金資産の純額

546,511千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

属 性	会社等の名称	事業の内容	議決権等の 所有割合	関 係 内 容	取引の内容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子 会 社	フジケミ東京(株)	塗 料 販 売	直接 100.0%	当社主要販売先及び代理店、役員兼任あり	当社が製品を販売	3,448,002	売 掛 金 受 取 手 形	348,757 862,808
子 会 社	フジケミ近畿(株)	塗 料 販 売	直接 100.0%	当社主要販売先及び代理店、役員兼任あり	当社が製品を販売	1,556,135	売 掛 金 受 取 手 形	202,838 575,000
子 会 社	フジケミカル(株)	塗 料 販 売	直接 100.0%	当社主要販売先及び代理店、役員兼任あり	当社が製品を販売	636,605	売 掛 金 受 取 手 形	89,348 410,982
子 会 社	RED SPOT PAINT & VARNISH CO.,INC.	コーティング 材製造、販売	間接 100.0%	債務保証、 役員兼任あり	債務保証	55,750	—	—
子 会 社	Fujichem Sonneborn Ltd	コーティング 材製造、販売	直接 100.0%	債務保証、 役員兼任あり	債務保証	1,232,670	—	—

- (注) 1. 関連当事者との取引金額はすべて消費税等抜きによっておりますが、期末残高には、消費税等が含まれております。
2. 製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、每期価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。
3. 当社はRED SPOT PAINT & VARNISH CO.,INC.及びFujichem Sonneborn Ltdの銀行借入に対して債務保証を行っております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 687円94銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 41円64銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

藤倉化成株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 米村 仁志 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 表 晃靖 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、藤倉化成株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、藤倉化成株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

藤倉化成株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 米 村 仁 志 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 表 晃 靖 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、藤倉化成株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、必要に応じて子会社に赴き職務の状況を確認いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他藤倉化成株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

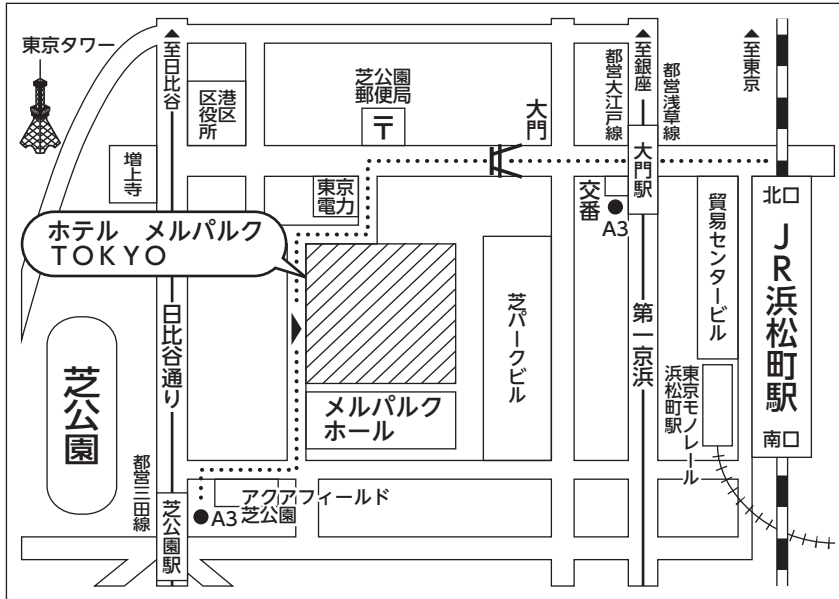
- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月10日

藤倉化成株式会社 監査役会
 常 勤 監 査 役 西 須 祐 三 ㊟
 社 外 監 査 役 中 光 好 ㊟
 社 外 監 査 役 渡 邊 孝 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図



ホテル メルパルクTOKYO

5階「瑞雲 (ZUI UN)」

東京都港区芝公園二丁目5番20号

電話 03 (3433) 7211

電車のご案内

都営地下鉄三田線「芝公園」駅（A3出口）から徒歩2分

都営地下鉄浅草線・大江戸線「大門」駅（A3出口）から徒歩4分

J R 山手線・京浜東北線「浜松町」駅（北口）から徒歩8分

東京モノレール「浜松町」駅（北口）から徒歩8分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。